

名古屋市屋外分煙施設設置費用助成事業事務取扱要領

- 第 1 名古屋市屋外分煙施設設置費用助成事業実施要綱(以下「要綱」という。)
第30条の規定に基づき、要綱において市長が別に定める若しくは市長が必要と認める事項及び要綱の実施に関し必要な事項を定める。
- 第 2 要綱第 3条第 1項に規定する助成事業は、本市の他の助成金の交付を受け
ける事業を除くものとする。
- 第 3 設置費用助成金の申請を行おうとする者は、名古屋市屋外分煙施設設置
費用助成金に係るエントリー票(第 1号様式)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項のエントリー票の提出があったときは、現地調査及び事前相
談等によりその内容を審査した上で、エントリー票の提出順に助成対象の適
否について、名古屋市屋外分煙施設設置費用助成対象通知書(第 2号様式)
によりエントリー票を提出した者に通知することとする。
- 3 第 1号に規定するエントリー票は、名古屋市屋外分煙施設設置費用助成事
業に係る予算が定められた毎年度当初から提出できるものとする。
- 第 4 助成対象通知後の屋外分煙施設設置場所の変更は認めない。
- 第 5 助成対象通知後、助成対象者を辞退するときは、助成対象者辞退届(第
3号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の辞退は、助成対象の通知を受けた日から15日を経過した日までに行
うものとする。
- 3 市長は、助成対象に該当しなくなった場合、助成対象者を取り消すことが
できる。
- 4 市長は、前項の規定により助成対象の取消しをした場合、助成対象者取消
通知書(第 4号様式)により助成対象者に通知するものとする。
- 第 6 市長は、申請者から要綱第 10 条に規定する実績報告を受けたときは、
次に掲げる事項を確認するものとする。
- (1) 支払証拠書類の写しの支出内容を確認し、助成対象経費であること。
- (2) 支払い証拠書類の写しの日付を確認し、要綱第 3 条第 5 項に規定され
た期間内であること。
- (3) 交付決定に際して、市長が認めた助成事業の額に相当する支払証拠書類

の写しが提出されていること。

(4) その他助成事業の執行が適切になされていること。

2 写しを提出した支払証拠書類の原本は、申請者において5年間保存する。

第7 要綱第19条において、年度途中で屋外分煙施設の運用を休止した場合は、同第18条の助成額は、休止期間月あたり12万円で減額する。ただし、休止期間が1か月に満たない場合は減額しないものとする。

2 施設運用の年度途中で屋外分煙施設を廃止した場合は、年度当初から廃止当該月までの月数に月あたり12万円を交付するものとする。

第8 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和2年12月1日から施行する。

2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の要領（以下「旧要領」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要領による改正後の各要領（以下「新要領」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。

3 この要領の施行の際現に旧要領の規定に基づいて作成されている用紙は、新要領の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。